

国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約

この条約の締約国は、

国及びその財産の裁判権からの免除が国際慣習法の原則として一般的に受け入れられていることを考慮し、

国際連合憲章に規定する国際法の諸原則に留意し、

国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際条約が、特に国と自然人又は法人との間の取引における法の支配及び法的な確実性を高め、並びに国際法の法典化及び発展並びにこの分野における慣行の調和に貢献することを信じ、

国及びその財産の裁判権からの免除に関する国の慣行の推移を考慮し、

この条約により規律されない事項については、引き続き国際慣習法の諸規則により規律されることを確認して、

次のとおり協定した。

第一部 序

第一条 この条約の適用範囲

この条約は、国及びその財産の他の国の裁判所の裁判権からの免除について適用する。

第二条 用語

1 この条約の適用上、

- (a) 「裁判所」とは、名称のいかんを問わず、司法機能を遂行する権限を有する国の機関をいう。
- (b) 「国」とは、次のものをいう。
 - (i) 国家及びその政府の諸機関
 - (ii) 連邦国家の構成単位又は国家の行政区画であつて、主権的な権能の行使としての行為を行う権限を有し、かつ、それらの資格において行動しているもの
 - (iii) 国家の機関若しくは下部機関又は他の団体（これらが国家の主権的な権能の行使としての行為を行う権限を有し、かつ、そのような行為を現に行っている場合に限る。）
 - (iv) 国家の代表であつてその資格において行動しているもの

(c) 「商業的取引」とは、次のものをいう。

(i) 物品の販売又は役務の提供のための商業的な契約又は取引

(ii) 貸付けその他の金融的な性質を有する取引に係る契約（そのような貸付け又は取引についての保証又はてん補に係る義務を含む。）

(iii) 商業的、工業的、通商的又は職業的な性質を有するその他の契約又は取引。ただし、人の雇用契約を含まない。

2 契約又は取引が1(c)に定める「商業的取引」であるか否かを決定するに当たっては、その契約又は取引の性質を主として考慮すべきものとする。ただし、契約若しくは取引の当事者間でその契約若しくは取引の目的も考慮すべきことについて合意した場合又は法廷地国の慣行により契約若しくは取引の目的がその契約若しくは取引の非商業的な性質を決定することに関係を有する場合には、当該契約又は取引の目的も考慮すべきものとする。

3 この条約における用語について定める1及び2の規定は、他の国際文書又はいずれの国の国内法におけるこれらの用語の用法及び意味に影響を及ぼすものではない。

第三条 この条約によって影響を受けない特権及び免除

1 この条約は、次に掲げるものの任務の遂行に係る国際法に基づき国が享有する特権及び免除に影響を及ぼすものではない。

(a) 外交使節団、領事機関、特別使節団、国際機関に派遣されている使節団又は国際機関の内部機関若しくは国際会議に派遣されている代表団

(b) (a)に規定するものに関する者

2 この条約は、国の元首に対し、その者が国の元首であるとの理由により国際法に基づいて与えられる特権及び免除に影響を及ぼすものではない。

3 この条約は、国が所有し又は運航する航空機又は宇宙物体に関し、国際法に基づき国が享有する免除に影響を及ぼすものではない。

第四条 この条約の不^そ及

この条約は、国及びその財産の裁判権からの免除の問題であって、関係国についてこの条約が効力を生ずる前にいずれかの国に対して開始された他の国の裁判所における裁判手続において生じたものについて

は、適用しない。ただし、この条約に規定されている規則のうちこの条約との関係を離れ国際法に基づき国及びその財産の裁判権からの免除を規律する規則については、その適用を妨げるものではない。

第二部 一般原則

第五条 免除

いずれの国も、この条約に従い、自国及びその財産に関し、他の国の裁判所の裁判権からの免除を享有する。

第六条 免除を実施するための方法

1 いずれの国も、自国の裁判所における裁判手続において他の国に対して裁判権を行使することを差し控えることにより前条に規定する免除を実施するものとし、このため、自国の裁判所が、当該他の国が同条の規定に基づいて享有する免除が尊重されるよう職権によって決定することを確保する。

2 いずれかの国の裁判所における裁判手続は、次の(a)又は(b)の場合には、他の国に対して開始されたものとみなす。

(a) 当該他の国が当該裁判手続の当事者として指定される場合

(b) 当該他の国が当該裁判手続の当事者として指定されていないが、当該裁判手続が実際には当該他の国の財産、権利、利益又は活動に影響を及ぼすものである場合

第七条 裁判権の行使についての明示の同意

1 いずれの国も、次のいずれかの方法により、ある事項又は事件に関して他の国の裁判所による裁判権の行使について明示的に同意した場合には、当該事項又は事件に関する当該他の国の裁判所における裁判手続において、裁判権からの免除を援用することができない。

(a) 国際的な合意

(b) 書面による契約

(c) 裁判所において行う宣言又は個別の裁判手続における書面による通知

2 他の国の法令を適用することに関するいずれかの国の同意は、当該他の国の裁判所による裁判権の行使についての同意と解してはならない。

第八条 裁判所における裁判手続への参加の効果

1 いずれの国も、次の場合には、他の国の裁判所における裁判手続において、裁判権からの免除を援用す

ることができない。

(a) 自ら当該裁判手続を開始した場合

(b) 当該裁判手続に参加し、又は本案に関して他の措置をとった場合。この場合において、自国が当該措置をとるまで免除の請求の根拠となる事実を知ることができなかったことを裁判所に対して証明するときは、当該事実に基づいて免除を主張することができる。ただし、できる限り速やかにその主張を行うことを条件とする。

2 いずれの国も、次の(a)又は(b)のこのみを目的として、裁判手続に参加し、又は他の措置をとる場合には、他の国の裁判所による裁判権の行使について同意したものと認められない。

(a) 免除を援用すること。

(b) 裁判手続において対象となっている財産に関する権利又は利益を主張すること。

3 国の代表が他の国の裁判所に証人として出廷することは、当該他の国の裁判所による裁判権の行使についての当該国の同意と解してはならない。

4 いずれかの国が他の国の裁判所における裁判手続において出廷しなかったことは、当該他の国の裁判所

による裁判権の行使についての当該国の同意と解してはならない。

第九条 反訴

1 　いずれの国も、他の国の裁判所において裁判手続を開始した場合には、本訴に係る法律関係又は事実と同一のものから生じたいかなる反訴についても、当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

2 　いずれの国も、他の国の裁判所における裁判手続において請求を行うために当該裁判手続に参加した場合には、自国が行った請求に係る法律関係又は事実と同一のものから生じたいかなる反訴についても、当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

3 　いずれの国も、自国に対して開始された他の国の裁判所における裁判手続において反訴を行った場合には、本訴について当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

第三部 免除を援用することができない裁判手続

第十条 商業的取引

1 　いずれの国も、自国以外の国の自然人又は法人との間で商業的取引を行う場合において、適用のある国

際私法の規則に基づき他の国の裁判所が当該商業的取引に関する紛争について管轄権を有するときは、当該商業的取引から生じた裁判手続において、当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

2 1の規定は、次の場合には、適用しない。

(a) 国の間で行う商業的取引の場合

(b) 商業的取引の当事者間で明示的に別段の合意をした場合

3 独立の法人格を有し、かつ、次の(a)及び(b)の能力を有する国営企業その他の国によって設立された団体が、当該団体が行う商業的取引に関する裁判手続に参与する場合であっても、当該国が享有する裁判権からの免除は、影響を受けない。

(a) 訴え、又は訴えられる能力

(b) 財産（当該国が当該団体による運用又は管理を許可した財産を含む。）を取得し、所有し、又は占有し、及び処分する能力

第十一条 雇用契約

1 いずれの国も、自国と個人との間の雇用契約であつて、他の国の領域内において全部又は一部が行われ、又は行われるべき労働に係るものに関する裁判手続において、それについて管轄権を有する当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

2 1の規定は、次の場合には、適用しない。

- (a) 被用者が政府の権限の行使としての特定の任務を遂行するために採用されている場合
- (b) 被用者が次の者である場合
 - (i) 千九百六十一年の外交関係に関するウィーン条約に定める外交官
 - (ii) 千九百六十三年の領事関係に関するウィーン条約に定める領事官
 - (iii) 国際機関に派遣されている常駐の使節団若しくは特別使節団の外交職員又は国際会議において国を代表するために採用された者
 - (iv) 外交上の免除を享有するその他の者
- (c) 裁判手続の対象となる事項が個人の採用、雇用契約の更新又は復職に係るものである場合

(d) 裁判手続の対象となる事項が個人の解雇又は雇用契約の終了に係るものであり、かつ、雇用主である国の元首、政府の長又は外務大臣が当該裁判手続が当該国の安全保障上の利益を害し得るものであると認める場合

(e) 裁判手続が開始された時点において、被用者が雇用主である国の国民である場合。ただし、当該被用者が法廷地国に通常居住している場合を除く。

(f) 雇用主である国と被用者との間で書面により別段の合意をした場合。ただし、公の秩序に関する考慮により、裁判手続の対象となる事項を理由として法廷地国の裁判所に専属的な管轄権が与えられているときは、この限りでない。

第十二条 身体の傷害及び財産の損傷

いずれの国も、人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若しくは滅失が自国の責めに帰するときは、人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若しくは滅失が自国の責めに帰するときは、当該行為又は不作為によって生じた場合において、当該行為又は不作為の全部又は一部が他の国の領域内で行われ、かつ、当該行為又は不作為を行った者が当該行為又は不作為を行った時点において当該他の国の領域内に所在していたときは、当該人の死亡若しくは身体の傷害又は有体財産の損傷若しくは滅失に対する金

錢によるてん補に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する当該他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

第十三条 財産の所有、占有及び使用

いずれの国も、次の事項についての決定に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

(a) 法廷地国にある不動産に関する自国の権利若しくは利益、自国による当該不動産の占有若しくは使用又は当該不動産に関する自国の利益から若しくは自国による当該不動産の占有若しくは使用から生ずる自国の義務

(b) 動産又は不動産に関する自国の権利又は利益であつて、承継、贈与又は無主物の取得によつて生ずるもの

(c) 信託財産、破産者の財産、清算時の会社の財産その他の財産の管理に関する自国の権利又は利益

第十四条 知的財産及び産業財産

いずれの国も、次の事項に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

- (a) 特許、意匠、商号、商標、著作権その他すべての種類の知的財産又は産業財産に係る自国の権利であつて、法廷地国において法的な保護措置（暫定的なものを含む。）の対象となるものについての決定
- (b) (a)に規定する性質を有する権利であつて、第三者に属し、かつ、法廷地国において保護されているものに対して自国が法廷地国の領域内において行つたとされる侵害

第十五条 会社その他の団体への参加

1 いずれの国も、次の(a)及び(b)の条件を満たす会社その他の団体（法人格の有無を問わない。）に自国が参加していることに関する裁判手続、すなわち、自国と当該団体又は当該団体の他の参加者との関係に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。

- (a) 当該団体が国又は国際機関以外の参加者を有すること。
- (b) 当該団体が法廷地国の法令に基づいて設立されていること又はその本部若しくは主たる営業所が法廷

地国内に所在すること。

- 2 もつとも、1に規定する裁判手続において裁判権からの免除を援用することができる旨を関係国間で合意している場合、紛争当事者間の書面による合意によりその旨を定めている場合又は1に規定する団体を設立し若しくは規律する文書がその旨の規定を有する場合には、いずれの国も、当該裁判手続において、裁判権からの免除を援用することができる。

第十六条 国が所有し又は運航する船舶

- 1 船舶を所有し又は運航する国は、当該船舶が裁判の原因の生じた時点において政府の非商業的目的以外に使用されていた場合には、当該船舶の運航に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

- 2 1の規定は、軍艦又は軍の支援船については適用せず、また、国が所有し又は運航する他の船舶であつて政府の非商業的役務にのみ使用されているものについても適用しない。

- 3 いずれの国も、自国が所有し又は運航する船舶が裁判の原因の生じた時点において政府の非商業的目的

以外に使用されていた場合には、当該船舶による貨物の運送に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、関係国間で別段の合意をする場合は、この限りでない。

4 3の規定は、2に規定する船舶によって運送される貨物については適用せず、また、国が所有し、かつ、政府の非商業的目的にのみ使用され、又はそのような使用が予定される貨物についても適用しない。

5 いずれの国も、私有の船舶及び貨物並びにこれらの所有者にとって利用可能な防御、時効及び責任の制限に関するすべての措置を申し立てることができる。

6 裁判手続において、いずれかの国が所有し若しくは運航する船舶又はいずれかの国が所有する貨物に係る政府の非商業的な性質に関して問題が生ずる場合には、当該国の外交上の代表者その他の権限のある当局が署名した証明書であつて裁判所に送付されたものが、当該船舶又は貨物の性質に関する証拠となる。

第十七条 仲裁の合意の効果

いずれの国も、自国以外の国の自然人又は法人との間で商業的取引に関する紛争を仲裁に付することを書面により合意する場合には、次の事項に関する裁判手続において、それについて管轄権を有する他の国の裁

判所の裁判権からの免除を援用することができない。ただし、仲裁の合意に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(a) 仲裁の合意の有効性、解釈又は適用

(b) 仲裁手続

(c) 仲裁判断の確認又は取消し

第四部 裁判所における裁判手続に関連する強制的な措置からの免除

第十八条 判決前の強制的な措置からの免除

いずれの国の財産に対するいかなる判決前の強制的な措置（仮差押え、仮処分等）も、他の国の裁判所における裁判手続に関連してとられてはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) 当該国が、次のいずれかの方法により、そのような強制的な措置がとられることについて明示的に同意した場合

(i) 国際的な合意

(ii) 仲裁の合意又は書面による契約

(iii) 裁判所において行う宣言又は当事者間で紛争が生じた後に発出する書面による通知

(b) 当該国が当該裁判手続の目的である請求を満たすために財産を割り当て、又は特定した場合

第十九条 判決後の強制的な措置からの免除

いずれの国の財産に対するいかなる判決後の強制的な措置（差押え、強制執行等）も、他の国の裁判所における裁判手続に関連してとられてはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) 当該国が、次のいずれかの方法により、そのような強制的な措置がとられることについて明示的に同意した場合

(i) 国際的な合意

(ii) 仲裁の合意又は書面による契約

(iii) 裁判所において行う宣言又は当事者間で紛争が生じた後に発出する書面による通知

(b) 当該国が当該裁判手続の目的である請求を満たすために財産を割り当て、又は特定した場合

(c) 当該財産が、政府の非商業的目的以外に当該国により特定の用途に使用され、又はそのような用途が予定され、かつ、法廷地国の領域内にあることが立証された場合。ただし、そのような強制的な措置につい

ては、裁判手続の対象とされた団体と関係を有する財産に対してのみとることができる。

第二十条 裁判権の行使についての同意が強制的な措置に及ぼす効果

前二条の規定に基づき強制的な措置についての同意が必要となる場合において、第七条の規定に基づく裁判権の行使についての同意は、強制的な措置がとられることについての同意を意味するものではない。

第二十一条 特定の種類の財産

1 国の財産のうち特に次の種類の財産は、第十九条(c)に規定する政府の非商業的目的以外に当該国により特定の用途に使用され、又はそのような用途が予定される財産とは認められない。

(a) 当該国の外交使節団、領事機関、特別使節団、国際機関に派遣されている使節団又は国際機関の内部機関若しくは国際会議に派遣されている代表団の任務の遂行に当たって使用され、又はそのような用途が予定される財産（銀行預金を含む。）

(b) 軍事的な性質の財産又は軍事的な任務の遂行に当たって使用され、若しくはそのような用途が予定される財産

(c) 当該国の中央銀行その他金融当局の財産

(d) 当該国の文化遺産の一部又は公文書の一部を構成する財産であつて、販売されておらず、かつ、販売が予定されていないもの

(e) 科学的、文化的又は歴史的に意義のある物の展示の一部を構成する財産であつて、販売されておらず、かつ、販売が予定されていないもの

2 1の規定は、第十八条並びに第十九条(a)及び(b)の規定の適用を妨げるものではない。

第五部 雑則

第二十二條 送達

1 呼出状その他のいずれかの国に対して裁判手続を開始する文書の送達は、次のいずれかの方法によつて実施する。

(a) 法廷地国及び当該国に対して拘束力を有する適用のある国際条約に基づく方法

(b) 申立人と当該国との間の送達のための特別の合意に基づく方法。ただし、法廷地国の法令によつて禁止されていない場合に限る。

(c) (a)に規定する国際条約又は(b)に規定する特別の合意が存在しない場合には、

(i) 外交上の経路を通じて当該国の外務省に送付する方法

(ii) 当該国が受け入れるその他の方法。ただし、法廷地国の法令によつて禁止されていない場合に限る。

2 1(c)(i)の方法による送達は、外務省による文書の受領により、実施されたものとみなす。

3 これらの文書には、必要があるときは、1に規定する国の公用語（公用語が二以上あるときは、そのうちの一）による訳文を付する。

4 いずれの国も、自国に対して開始された裁判手続の本案に関して出廷した場合には、その後は、送達がない又は3の規定に適合していなかった旨を主張することができない。

第二十三条 欠席判決

1 欠席判決は、裁判所が次のすべてのことを認定しない限り、いずれの国に対してもこれを言い渡してはならない。

(a) 前条1及び3に定める要件が満たされたこと。

(b) 前条1及び2の規定に従い呼出状その他の裁判手続を開始する文書の送達が実施された日又は実施さ

れたとみなされる日から四箇月以上の期間が経過したこと。

(c) 当該裁判所が当該国に対して裁判権を行使することがこの条約によつて禁止されていないこと。

2 いずれかの国に対して言い渡した欠席判決の写しは、必要があるときは当該国の公用語（公用語が二以上あるときは、そのうちの一）による訳文を付して、前条1に定めるいずれかの方法により、かつ、同条1の規定に従つて当該国に送付する。

3 欠席判決の取消しを求める申立ての期限は、四箇月を下回らないものとし、2に規定する国が判決の写しを受領した日又は受領したとみなされる日から起算する。

第二十四条 裁判手続における特権及び免除

1 裁判手続のために特定の行為を行い、若しくは行うことを差し控え、又は書類を提出し、若しくは他の情報を開示することをいずれかの国に対して求める他の国の裁判所の命令に当該国が従わなかったこと又は従うことを拒否したことは、事件の本案との関係においてそのような行動がもたらすことのある結果を除くほか、他のいかなる結果ももたらすものではない。特に、命令に従わなかったこと又は従うことを拒否したことを理由として、当該国に対して過料又は制裁を課してはならない。

2 いずれの国も、他の国の裁判所において相手方となっている裁判手続において、裁判費用の支払を保証するためのいかなる担保、保証証書又は供託金（いかなる名称が付されているかを問わない。）の提供も要求されない。

第六部 最終規定

第二十五条 附属書

この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成す。

第二十六条 他の国際協定

この条約のいかなる規定も、この条約で取り扱われている事項に関する既存の国際協定の当事国の間において締約国が当該国際協定に基づいて有する権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第二十七条 紛争の解決

- 1 締約国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争を交渉によって解決するよう努める。
- 2 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争であつて六箇月以内に交渉によって解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日の後六箇月以内に

仲裁の組織について紛争当事国間で合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従い国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

3 締約国は、この条約への署名、この条約の批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、2の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような宣言を行った締約国との関係において同規定に拘束されない。

4 3の規定に基づいて宣言を行った締約国は、国際連合事務総長に対して通告を行うことにより、いつでもその宣言を撤回することができる。

第二十八条 署名

この条約は、二千七年一月十七日まで、ニューヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

第二十九条 批准、受諾、承認又は加入

1 この条約は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

2 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。

3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第三十条 効力発生

1 この条約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第三十一条 廃棄

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、国際連合事務総長が1の通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。ただし、この条約は、国及びその財産の裁判権からの免除の問題であつて、関係国のいずれかについて廃棄が効力を生ずる日前にいずれかの国に対して開始された他の国の裁判所における裁判手続において生じたものについては、引き

続き適用する。

3 廃棄は、この条約に定める義務のうちこの条約との関係を離れ国際法に従って負うこととなる義務を履行する締約国の責務に何ら影響を及ぼすものではない。

第三十二条 寄託者及び通告

1 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として、すべての国に対し、次の事項を通報する。

(a) この条約への署名並びに第二十九条及び前条の規定に従って行われる批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託又は廃棄の通告

(b) 第三十条の規定に従いこの条約が効力を生ずる日

(c) この条約に関連する行為、通告又は通報

第三十三条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、二千五年一月十七日にニューヨークにある国際連合本部で署名のために開放されたこの条約に署名した。

附属書 この条約の特定の規定に関する了解

この附属書は、この条約の特定の規定に関する了解を定めることを目的とするものである。

第十条の規定に関する了解

第十条に規定する「免除」とは、この条約全体の文脈により了解される。

同条3の規定は、「法人格の否認」の問題、国营企業その他の国によって設立された団体が、裁判手続の目的である請求を満たすことを避けるため、その財務状況について故意に虚偽の表示を行い、若しくは事後にその資産を減ずるような事態に関する問題又はその他の関連する問題を予断するものではない。

第十一条の規定に関する了解

第十一条2(d)に規定する雇用主である国の「安全保障上の利益」とは、国家の安全保障並びに外交使節団及び領事機関の安全に関する事項を主として意図したものである。

千九百六十一年の外交関係に関するウィーン条約第四十一条及び千九百六十三年の領事関係に関するウィーン条約第五十五条の規定に基づき、これらの規定にいうすべての者は、接受国の法令（労働諸法令を含む。）

を尊重する義務を有する。また、接受国は、千九百六十一年の外交関係に関するウィーン条約第三十八条及び千九百六十三年の領事関係に関するウィーン条約第七十一条の規定に基づき、外交使節団又は領事機関の任務の遂行を不当に妨げないような方法によって裁判権を行使する義務を有する。

第十三条及び第十四条の規定に関する了解

「決定」は、保護される権利の存否についての確認又は検証のみでなく、当該権利の実体（当該権利の内容、範囲及び程度を含む。）の評価も意味するものとして用いる。

第十七条の規定に関する了解

「商業的取引」には、投資に関する事項を含む。

第十九条の規定に関する了解

第十九条(c)に規定する「団体」とは、独立した法人格としての国家又は連邦国家の構成単位、国家の行政区画、国家の機関若しくは下部機関若しくは他の団体であつて、独立した法人格を有するものをいう。

同条(c)に規定する「団体と関係を有する財産」とは、所有され、又は占有される財産よりも広範なものと了解される。

同条の規定は、「法人格の否認」の問題、国営企業その他の国によって設立された団体が、裁判手続の目的である請求を満たすことを避けるため、その財務状況について故意に虚偽の表示を行い、若しくは事後にその資産を減ずるような事態に関する問題又はその他の関連する問題を予断するものではない。